



府政防第 376 号  
平成 31 年 3 月 27 日

都道府県知事 殿  
指定都市市長 殿

内閣府事務次官



「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について

災害救助法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 52 号）の施行に伴い、「災害救助費負担金の国庫負担について」（平成 26 年 3 月 20 日付け府政防第 338 号内閣府事務次官通知）の一部を別添のとおり改正したので、本通知に基づき実施するとともに、管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

## 災害救助費負担金の国庫負担について

〔平成 26 年 3 月 20 日 府政防第 338 号  
各都道府県知事宛 内閣府事務次官通知〕

改正 平成 31 年 3 月 27 日 府政防第 376 号

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 21 条の規定に基づく国庫負担金の交付については、別紙「災害救助費負担金交付要綱」により行うこととされ、平成 25 年 10 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別紙

### 災害救助費負担金交付要綱

（通則）

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 21 条に基づく国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付先）

第 2 条 この災害救助費負担金（以下「負担金」という。）は、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）が、都道府県又は救助実施市（法第 2 条の 2 第 1 項に規定する救助実施市をいう。第 4 条において同じ。）（以下「都道府県等」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、法第 20 条第 1 項に基づき、救助の応援を行った他の都道府県等（この条において以下「請求都道府県等」という。）が、救助を実施する都道府県等（この条において以下「被請求都道府県等」という。）に対して求償の請求を行った場合であって、被請求都道府県等が、同条第 2 項に基づき、国に対して当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対する費用を弁済する要請を行った場合に、大臣は、法第 21 条第 2 項各号に該当する場合には、被請求都道府県等の申請に応じて第 4 条の算定方法に基づく交付額の全部又は一部を請求都道府県等に対して支払うことができる。

(交付の対象)

第3条 この負担金は、法の規定に基づく救助の実施のため都道府県等が支弁した次の各号に掲げる費用を交付の対象とする。

- (1) 法第4条の規定による救助に要した費用
- (2) 法第7条第5項の規定による実費弁償に要した費用
- (3) 法第12条の規定による扶助金の支給に要した費用
- (4) 法第9条第2項の規定により準用する法第5条第3項の規定による損補償に要した費用
- (5) 法第19条の規定による日本赤十字社への補償に要した費用
- (6) 法第20条第1項の規定による求償に対する支払いに要した費用
- (7) 救助の事務を行うのに要した費用

(交付額の算定方法)

第4条 この負担金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとに、第1表の第1欄に定める「種目」ごとに第2欄に定める「算定基準」により算定した額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前項により種目ごとに選定された額の災害ごとの合計額を合算した額(以下「救助費合算額」という。)を算定する。
- (3) 第2表の第1欄に定める「種目」について第2欄に定める「算定基準」により算定した額と第3欄に定める「対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (4) (2)及び(3)の合計額(以下「救助費総額」という。)が100万円以上となった場合、当該救助費総額について、第3表の第1欄に定める「救助費総額の区分」ごとに対応する額と同表第2欄に定める「国庫負担率」を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

第1表

1 種目	2 算定基準	3 対象経費
救助費	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年10月1日内閣府告示第228号)に定めるところにより算定した額の合算額	法第4条に基づく災害救助に要した経費

実費弁償	前記告示に定めるところにより算定した額の合算額	法第7条第5項に基づく従事命令を受けた者に対する実費弁償に要した経費
扶助金	法施行令第8条に定めるところにより算定した額の合算額	法第12条に基づく従事命令及び協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した経費
損失補償	法第9条第2項の規定により準用する法第5条第3項に定めるところにより通常生ずべき損失の補償に要した額	法第9条第1項の規定による管理、使用、収用及び保管に伴う損失補償に要した経費
法第19条の補償	別に示す基準により都道府県知事又は救助実施市の長が日本赤十字社都道府県支部と締結した委託に基づき支払った額	法第19条の規定により日本赤十字社に委託した救助又はその応援の実施に要した経費
法第20条第1項の求償に対する支払	応援業務の実施に要した費用の求償に対する支払に要した額	法第20条第1項の規定による求償に対して支払った経費

第2表

1 種目	2 算定基準	3 対象経費	
救助事務費	救助費合算額に次表の上欄に定める「救助費合算額の区分」に応じ同表の下欄に定める「割合」を乗じて得た額の合算額	<p>救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げるものに限る。</p> <p>職員手当（時間外勤務手当）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費）、委託費</p>	
	救助費合算額の区分		割合
	3,000万円以下の部分の金額		10/100
	3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額		9/100
	6,000万円を超え1億円以下の部分の金額		8/100
	1億円を超え2億円以下の部分の金額		7/100
	2億円を超え3億円以下の部分の金額		6/100
	3億円を超え5億円以下の部分の金額		5/100
	5億円を超える部分の金額		4/100

第3表

1 救助費総額の区分	2 国庫負担率
1 普通税収入見込額（地方税法（昭和25年法律第226号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。）について、同法第1条第1項第5号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額とし、その算定方法については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の定めるところによる。以下同じ。）の2/100以下の部分の金額	50/100
2 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分の金額	80/100
3 普通税収入見込額の4/100をこえる部分の金額	90/100

（申請手続）

第5条 この負担金の精算交付の申請は、様式1による申請書を当該年度の翌年度の6月15日までに大臣に提出するものとする。

なお、上記によるほか特別の事情がある場合は、国庫負担金の概算交付を受けることができ、その際には、当該災害の発生後速やかに様式2による申請書を大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第6条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、都道府県等に通知する。

（交付の条件）

第7条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）負担金の交付の対象となる事業（以下、「事業」という。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- （2）本事業を中止し、または廃止する場合には、あらかじめ、大臣の承認を受けなければならない。
- （3）本事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更申請手続)

第8条 この負担金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、毎年度2月10日までに様式3による申請書を大臣に提出するものとする。

(交付決定等の標準的期間)

第9条 大臣は、第5条又は第8条の申請書が到達した日から起算して原則として60日以内に交付の決定するものとする。

(実績報告)

第10条 国庫負担金の概算交付の申請を行った場合の事業実績報告は、様式4による報告書を翌年度の6月15日までに大臣に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この負担金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、様式5による報告書を大臣に提出しなければならない。

(額の確定及び返還等)

第11条 大臣は、前条の事業実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が負担金の交付の決定の内容(第7条第2項に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、通知する。

2 前条の報告に基づき交付すべき負担金の額を確定した場合において、すでにその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命じるとともに、その額が不足する場合は、その不足する部分については追加交付する。

(交付決定の取消し等)

第12条 大臣は、本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県等が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反し、又はこれらに基づく指示等を受け、この指示に従わない場合
- (2) 都道府県等が、負担金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県等が、本事業の管理運営に関して、不正、怠慢その他不適当な行

為をした場合

- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第 13 条 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条及び適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表第 1 及び第 2 に定める期間並びに第 4 表に定める期間とする。

第 4 表

種 類	構造又は用途	細 目	処分制限期間
建 物	応急仮設住宅	付帯設備を含む。	2 年

- 3 都道府県等は、本事業によって取得した財産について、前項の規定により定められた期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4 都道府県等は、前項の場合において、当該財産を処分することにより収入がある場合には、報告書を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金調書)

- 第 14 条 都道府県等は、負担金と事業に係る予算及び決算を明らかにした様式 6 による調書を作成し、これを交付対象事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(是正のための措置)

- 第 15 条 大臣は、本事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のた

めの措置をとるべきことを都道府県等に対して命ずることができる。

(その他)

第 16 条 特別の事情により第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条及び第 14 条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



様式 1

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○殿

○○知事〔市長〕○○○○

元号○○年度災害救助費国庫負担金の精算交付申請について  
(○○災害分)

標記について、次により国庫負担金を交付されたく関係書類を添え申請する。

- 1 申請金額 金 円
- 2 災害の内容
- 3 国庫負担金所要額調書 (別紙 1)
- 4 救助費総額算出内訳 (別紙 2)
- 5 災害救助費算出内訳 (災害別) (別紙 3)

(添付書類)

- 1 歳入歳出決算書抄本 (繰替支弁した市町村分等を含む。)
- 2 法第 26 条第 3 号の規定により事前に購入した給与品を使用した場合は、その評価調書
- 3 被害状況調 (別紙 4)

別紙1

国庫負担金所要額調書

救助業務に要した経費	救助事務に要した経費	救助総額 (国庫負担額) ①+②	元号〇〇年度 普通税収見込額		救助費総額の区分			国庫負担所要額				概交付額	算差額	算差引要還精(△額)
			B× 総額	B×	C以下 の部分	Cをこえ D以下の 部分	Dをこえ る部分	E×	F×	G×	計 (H +I +J)			
①	②	A	2 100	4 100	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(内訳) 〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〇〇県〔市〕

※対象災害が複数ある場合はその内訳を記載すること。

別紙2-1 (都道府県様式)

救助費総額算出内訳  
(災害名)

〇〇県

種目別区分	都道府県支弁額 (A)			算定基準による算定額 (B)			国庫負担基本額 (A+Bのいずれか少ない方の額)	
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		
I 救助業務に要した経費		円	円		円	円	円	
1 救助費								
(1) 避難所設置費	避難所	延人		延人				
	福祉避難所 ホテル・旅館など 計	延人 延人 延人		延人 延人 延人				
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		戸				
	借上型仮設住宅 計	戸 戸		戸 戸				
(3) 炊出しその他による食品の給与費	延人			延人				
(4) 飲料水の供給費								
(5) 被災者生活必需品給付費	全壊(焼)流出	世帯		世帯				
	半壊(焼)・床上浸水 計	世帯 世帯		世帯 世帯				
	医療及び助産費	延人 延人 延人		延人 延人 延人				
(6) 被災者の救出費	人			人				
(7) 被災した住宅の応急修理費	世帯			世帯				
(8) 生業に必要な資金の貸与費	世帯			世帯				
(10) 学用品の給与費	小学校児童	人		人				
	中学校生徒	人		人				
	高等学校生徒	人		人				
	計	人		人				
	(11) 埋葬費	大	体		体			
		小 計	体 体		体 体			
(12) 死体の捜索費	体			体				
(13) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等 一時保存 検案 計	体 体 体 体		体 体 体 体				
	(14) 障害物の除去費	世帯		世帯				
	(15) 輸送費							
(16) 賃金職員等雇上費								
2 実費弁償費	人			人				
3 扶助金	件			件				
4 損失補償	件			件				
5 法第19条の補償								
II 救助事務に要した経費								
1 都道府県事務費								
2 市町村事務費								
3 法第20条第1項の求償に係る事務費								
(合計)								

(記入要領)

- 「国庫負担基本額」の「合計」欄の金額は、「国庫負担金所要額調書」の「救助費総額」の金額と一致するものであること。
- 「都道府県支弁額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、災害ごとの別紙3「災害救助費算出内訳」の「都道府県支弁額合計」及び「算定基準による算定額」の金額をそれぞれ合算した額を計上するものであること。
- 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に都道府県支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には都道府県支弁額を、また、都道府県支弁額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に都道府県支弁額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。

別紙2-2 (救助実施市様式)

救助費総額算出内訳  
(災害名)

〇〇市

種目別区分	救助実施市支弁額 (A)			算定基準による算定額 (B)			国庫負担基本額 (A+Bのいずれか少ない方の額)	
	員数	単価	金額	員数	単価	金額		
I 救助業務に要した経費		円	円		円	円	円	
1 救助費								
(1) 避難所設置費	避難所	延人		延人				
	福祉避難所 ホテル・旅館など 計	延人 延人 延人		延人 延人 延人				
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		戸				
	借上型仮設住宅 計	戸 戸		戸 戸				
(3) 炊出しその他による食品の給与費	延人			延人				
(4) 飲料水の供給費								
(5) 被服履具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯		世帯				
	半壊(焼)・床上浸水 計	世帯 世帯		世帯 世帯				
	医療及び助産費	延人 延人 延人		延人 延人 延人				
(6) 医療及び助産費	延人			延人				
(7) 被災者の救出費	人			人				
(8) 被災した住宅の応急修理費	世帯			世帯				
(9) 生業に必要な資金の貸与費	世帯			世帯				
(10) 学用品の給与費	小学校児童	教科書 文房具等	人 人	人 人				
	中学校生徒	教科書 文房具等	人 人	人 人				
	高等学校生徒	教科書 文房具等 計	人 人 人	人 人 人				
	(11) 埋葬費	大	人	体	体			
		小	人	体	体			
	(12) 死体の捜索費		体		体			
(13) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体	体				
	一時保存 検案		体 体	体 体				
	計		体	体				
(14) 障害物の除去費		世帯		世帯				
(15) 輸送費								
(16) 賃金職員等雇上費								
2 実費弁償費	人			人				
3 扶助金	件			件				
4 損失補償	件			件				
5 法第19条の補償								
II 救助事務に要した経費								
1 救助実施市事務費								
2 法第20条第1項の求償に係る事務費								
(合計)								

(記入要領)

- 「国庫負担基本額」の「合計」欄の金額は、「国庫負担金所要額調書」の「救助費総額」の金額と一致するものであること。
- 「救助実施市支弁額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、災害ごとの別紙3「災害救助費算出内訳」の「救助実施市支弁額合計」及び「算定基準による算定額」の金額をそれぞれ合算した額を計上するものであること。
- 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に救助実施市支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には救助実施市支弁額を、また、救助実施市支弁額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に救助実施市支弁額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。



別紙3-2 (救助実施市様式)

災害救助費算出内訳(災害別)  
(災害名)

〇〇市

種目別区分	救助実施市直接支出分			法第20条第1項の求償分						求償合計			救助実施市支弁額合計			算定基準による算定額			
	員数	平均単価	金額	都道府県名			救助実施市名			員数	平均単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額	
				員数	単価	金額	員数	単価	金額										
I 救助業務に要した費用			円			円			円			円			円			円	
1 救助費			円			円			円			円			円			円	
(1) 避難所設置費	避難所	延人				延人			延人			延人			延人			延人	
	福祉避難所	延人				延人			延人			延人			延人			延人	
	ホテル・旅館など	延人				延人			延人			延人			延人			延人	
	計	延人				延人			延人			延人			延人			延人	
	(2) 応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸				戸			戸			戸			戸			戸
		借上型仮設住宅	戸				戸			戸			戸			戸			戸
		計	戸				戸			戸			戸			戸			戸
	(4) 炊出しその他による食品の給与費	飲料水の供給費	延人				延人			延人			延人			延人			延人
		計	延人				延人			延人			延人			延人			延人
	(5) 避難所その他に必要経費	金庫(焼)流出	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯
		半壊(焼)・床上浸水	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯
		計	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯
	(6) 医療及び助産費	医療	延人				延人			延人			延人			延人			延人
		助産	延人				延人			延人			延人			延人			延人
		計	延人				延人			延人			延人			延人			延人
	(7) 被災者の救出費	人				人			人			人			人			人	
(8) 被災した住宅の応急修理費	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(9) 生業に必要な資金の貸与費	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(10) 学用品の給与費	小学校児童	教科書	人			人			人			人			人			人	
	文房具等	人				人			人			人			人			人	
	中学校生徒	教科書	人			人			人			人			人			人	
	文房具等	人				人			人			人			人			人	
	高等学校等生徒	教科書	人			人			人			人			人			人	
	文房具等	人				人			人			人			人			人	
(11) 埋葬費	大	人				人			人			人			人			人	
	小	人				人			人			人			人			人	
	計	人				人			人			人			人			人	
(13) 死体の処理費	死体の処理費	体				体			体			体			体			体	
	洗浄、縫合、消毒等	体				体			体			体			体			体	
	一時保存	体				体			体			体			体			体	
	検案	体				体			体			体			体			体	
(14) 障害物の除去費	障害物の除去費	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	輸送費	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
(15) 輸送費	世帯				世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(16) 賃金職員等雇上費	人				人			人			人			人			人		
2 実費弁償	人				人			人			人			人			人		
3 扶助金	件				件			件			件			件			件		
4 損失補償	件				件			件			件			件			件		
5 法第19条の補償																			
II 救助事務に要した経費																			
1 救助実施市事務費																			
2 法第20条第1項の求償に係る事務費																			
(合 計)																			

- (記入要領)
- 1 本表は「災害」ごとに作成すること。
  - 2 「救助実施市直接支出分」欄は、救助実施市が直接支払った額(法第26条第3号による備蓄物資の放出額を含む。)を記入すること。
  - 3 「炊出しその他による食品の給与費」の「員数」欄は、延給食数を3で除して得た数(延給食人数分)を記入すること。
  - 4 「医療及び助産費」欄は、日赤看護班分を除いた看護班にかかる額を記入すること。(日赤看護班分については「法第19条の補償費」として別途計上する。)
  - 5 「算定基準による算定額」欄は、救助の種目別区分ごとに基準額と「救助実施市支弁額合計」とを比較して少ない方の額を記入すること。

被害状況調

(元号〇〇年〇〇月〇〇日時点)

〇〇県〔市〕

被害の状況		法適用市町村名				
		〇〇市	〇〇町	〇〇村	計	
災害救助法適用年月日						
人的被害	死者					
	行方不明者					
	負傷	重傷				
		軽傷				
		小計				
計						
住家被害	世帯数	全壊、全焼及び流失				
		半壊及び半焼				
		一部破損				
		床上浸水				
		床下浸水				

様式 2

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○殿

○○知事〔市長〕○○○○

元号○○年度災害救助費国庫負担金の概算交付申請について  
(○○災害分)

標記について、次により国庫負担金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 申請金額 金 円
- 2 災害の内容
- 3 国庫負担金所要額調書 (別紙 1)
- 4 災害救助費概算額調 (別紙 2)
- 5 災害救助費概算内訳 (災害別) (別紙 3)

(添付書類)

- 1 歳入歳出予算書抄本
- 2 被害状況調 (様式は、精算交付申請書の別紙 4 に準ずること。)



国庫負担金所要額調書

救助業務に要した経費	救助事務に要した経費	救助総額 (国庫負担額) ①+②	元号〇〇年度 普通税収見込額		救助費総額の区分			国庫負担所要額				概 交 付 額	算 分 額	差 分 所	引 回 額
			B× 総額	B×	C以下 の部分	Cをこえ D以下の 部分	Dをこえ の部分	E×	F×	G×	計 (H +I +J)				
①	②	A	2 100	4 100	E	F	G	H	I	J	K	L	M		
		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(内訳)※ 〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

※対象災害が複数ある場合はその内訳を記載すること。

〇〇県〔市〕

別紙2-1 (都道府県様式)

災害救助費概算額調  
(災害名)

〇〇県

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			
		借上型仮設住宅	戸			
		計	戸			
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延人				
(4)	飲料水の供給費					
(5)	被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費	人				
(8)	被災した住宅の応急修理費	世帯				
(9)	生業に必要な資金の貸与費	世帯				
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校等生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
計	人					
(11)	埋葬費	大人	体			
		小人	体			
		計	体			
(12)	死体の捜索費	体				
(13)	死体の処埋費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費	世帯				
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2 実費弁償費			人			
3 扶助金			件			
4 損失補償			件			
5 法第19条の補償						
II 救助事務に要した経費						
1 都道府県事務費						
2 市町村事務費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
(合計)						

別紙 2-2 (救助実施市様式)

災害救助費概算額調  
(災害名)

〇〇市

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			
		借上型仮設住宅	戸			
		計	戸			
(3)	炊出しその他による食品の給与費		延人			
(4)	飲料水の供給費					
(5)	被服寝具 その他生活必需品 給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	被災した住宅の応急修理費		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校等生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
	計		人			
(11)	埋葬費	大	人	体		
		小	人	体		
		計	人	体		
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2	実費弁償費		人			
3	扶助金		件			
4	損失補償		件			
5	法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費						
1 救助実施市事務費						
2 法第20条第1項の求償に係る事務費						
(合計)						

別紙3-1 (都道府県様式)

災害救助費概算内訳(災害別)  
(災害名)

〇〇県

種目別区分	市町村繰替支弁分			市町村繰替支弁分			市町村繰替支弁分			市町村合計			都道府県直接支出分			法第20条第1項の求償分						求償合計			合計										
	〇〇市			〇〇市			〇〇市			員数	平均 単価	金額	員数	平均 単価	金額	都道府県名			救助実施市名			員数	平均 単価	金額	員数	単価	金額								
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額							員数	単価	金額	員数	単価	金額							員数	単価	金額					
I 救助業務に要した費用	円																																		
1 救助費	円																																		
(1) 避難所設置費	避難所	延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人	
(2) 仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸			
	借上型仮設住宅	戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸		戸			
(3) 炊出しその他による食品の給与費	計	延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人			
(4) 飲料水の供給費	金壊(焼)流出	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯			
(5) 避難所等に発生した被害の復旧費	半壊(焼)・床上浸水	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯			
	計	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯			
(6) 医療及び助産費	医療	延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人			
	助産	延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人			
(7) 被災者の救出費	計	延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人		延人			
(8) 被災した住宅の応急修理費	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		
(9) 生業に必要な資金の貸与費	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		
(10) 学用品の給与費	小学校児童教科書	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
	小学生教科書	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
	中学生教科書	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
	小学生文房具等	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
	中学生文房具等	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
	計	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
(11) 埋葬費	大	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
	小	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
(12) 死体の捜索費	計	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人			
(13) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体			
	一時保存	体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体			
	検案	体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体		体			
(14) 障害物の除去費	世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		世帯		
(15) 輸送費																																			
(16) 貸金職員等雇上費																																			
2 実費弁償	人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		人		
3 扶助金	件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		
4 損失補償	件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		
5 法第19条の補償																																			
II 救助事務に要した経費																																			
1 都道府県事務費																																			
2 市町村事務費																																			
3 法第20条第1項の求償に係る事務費																																			
(合計)																																			

(記入要領)  
 1 本表は「災害」ごとに作成すること。  
 2 「市町村繰替支弁分」欄は、当該市町村が法第29条の規定により一時繰替支弁した金額を記入すること。  
 3 県分の「県直接支出分」欄は、都道府県が直接支払った額(法第26条第3号による備蓄物資の放出額を含む。)を記入すること。  
 4 「炊出しその他による食品の給与費」の「員数」欄は、延給食数を3で除して得た数(延給食人数分)を記入すること。  
 5 「医療及び助産費」欄は、日赤救護班分を除いた救護班にかかる額を記入すること。(日赤救護班分については「法第19条の補償費」として別途計上する。)  
 6 「算定基準による算定額」欄は、救助の種目別区分ごとに基準額と「都道府県支弁額合計」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙3-2 (救助実施市様式)

災害救助費概算内訳(災害別)  
(災害名)

〇〇市

種目別区分	救助実施市直接支出分			法第20条第1項の求償分						求償合計			合計		
	員数	平均単価	金額	都道府県名			救助実施市名			員数	平均単価	金額	員数	単価	金額
				員数	単価	金額	員数	単価	金額						
I 救助業務に要した費用			円				円				円				円
1 救助費			円				円				円				円
(1) 避難所設置費															
	避難所	延人					延人					延人			延人
	福祉避難所	延人					延人					延人			延人
	ホテル・旅館など	延人					延人					延人			延人
	計	延人					延人					延人			延人
(2) 仮設住宅設置費															
	建設型仮設住宅	戸					戸					戸			戸
	借上型仮設住宅	戸					戸					戸			戸
	計	戸					戸					戸			戸
(3) 炊出しその他による食品の給与費															
(4) 飲料水の供給費															
(5) 避難所等での生活必需品の供給費															
	食糧(焼)流出	世帯					世帯					世帯			世帯
	食糧(焼)・床上浸水	世帯					世帯					世帯			世帯
	計	世帯					世帯					世帯			世帯
(6) 医療及び助産費															
	医療	延人					延人					延人			延人
	助産	延人					延人					延人			延人
	計	延人					延人					延人			延人
(7) 被災者の救出費															
(8) 被災した住宅の応急修理費															
(9) 生業に必要な資金の貸与費															
(10) 学用品の給与費															
	小学校教科書	人					人					人			人
	児童文房具等	人					人					人			人
	中学校教科書	人					人					人			人
	生徒文房具等	人					人					人			人
	高等学校教科書	人					人					人			人
	生徒文房具等	人					人					人			人
	計	人					人					人			人
(11) 埋葬費															
	大	人					人					人			人
	小	人					人					人			人
	計	人					人					人			人
(12) 死体の捜索費															
(13) 死体の処理費															
	洗浄、縫合、消毒等	体					体					体			体
	一時保存	体					体					体			体
	検案	体					体					体			体
	計	体					体					体			体
(14) 障害物の除去費															
(15) 輸送費															
(16) 貸金職員等雇上費															
2 実費弁償															
3 扶助金															
4 損失補償															
5 法第19条の補償															
II 救助事務に要した経費															
1 救助実施市事務費															
2 法第20条第1項の求償に係る事務費															
(合計)															

- (記入要領)
- 1 本表は「災害」ごとに作成すること。
  - 2 「救助実施市直接支出分」欄は、救助実施市が直接支払った額(法第26条第3号による備蓄物資の放出額を含む。)を記入すること。
  - 3 「炊出しその他による食品の給与費」の「員数」欄は、延給食数を3で除して得た数(延給食人数分)を記入すること。
  - 4 「医療及び助産」欄は、日赤看護班分を除いた救護班にかかる額を記入すること。(日赤看護班分については「法第19条の補償費」として別途計上する。)
  - 5 「算定基準による算定額」欄は、救助の種目別区分ごとに基準額と「救助実施市支弁額合計」とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式 3

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○殿

○○知事〔市長〕○○○○

元号○○年度災害救助費国庫負担金の追加交付申請について  
(○○災害分)

標記について、次により国庫負担金を追加交付されたく、関係書類を添えて申請する。

- 1 追加申請金額 金 円
- 2 災害の内容
- 3 国庫負担金追加所要額調書 (別紙 1)
- 4 災害救助費追加額調 (別紙 2)
- 5 災害救助費追加内訳 (災害別) (別紙 3)

(添付書類)

- 1 歳入歳出予算書抄本
- 2 被害状況調 (様式は、精算交付申請書の別紙 4 に準ずること。)

別紙1

国庫負担金追加所要額調書

〇〇県〔市〕

救助業務 に要した 経費	救助事務 に要した 経費	救助費 総額 (国庫負担 基本額) ①+②	元号〇〇年度 普通税収入見込額			救助費総額の区分			国庫負担所要額				既 概 算 差 引 交 付 額 今 所 要 額 (K-L)	M
			総額	B× 2 100	B× 4 100	C以下 の部分	Cをこえ D以下の 部分	Dをこえ る部分	E× 50 100	F× 80 100	G× 90 100	計 (H +I +J)		
①	②	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(内訳)※ 〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※対象災害が複数ある場合はその内訳を記載すること。

別紙2-1 (都道府県様式)

救助費追加額調  
(災害名)

〇〇県

種目別区分			今回国庫基本額			既概算交付時国庫基本額			差引額		
			員数	単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額
I 救助業務に要した経費				円	円		円	円		円	円
1 救助費											
(1)	避難所設置費	避難所	延人			延人			延人		
		福祉避難所	延人			延人			延人		
		ホテル・旅館など	延人			延人			延人		
		計	延人			延人			延人		
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			戸			戸		
		借上型仮設住宅	戸			戸			戸		
		計	戸			戸			戸		
(3)	炊出しその他による食品の給与費		延人			延人			延人		
(4)	飲料水の供給費										
(5)	被災者等生活必需品の給与費	全壊(焼)流出	世帯			世帯			世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			世帯			世帯		
		計	世帯			世帯			世帯		
(6)	医療及び助産費	医療	延人			延人			延人		
		助産	延人			延人			延人		
		計	延人			延人			延人		
(7)	被災者の救出費		人			人			人		
(8)	被災した住宅の応急修理費		世帯			世帯			世帯		
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯			世帯		
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人			人			人	
			文房具等	人			人			人	
		中学校生徒	教科書	人			人			人	
			文房具等	人			人			人	
		高等学校等生徒	教科書	人			人			人	
			文房具等	人			人			人	
計	人			人			人				
(11)	埋葬費	大	人			人			人		
		小	人			人			人		
		計	人			人			人		
(12)	死体の捜索費		体			体			体		
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			体			体		
		一時保存	体			体			体		
		検案	体			体			体		
		計	体			体			体		
(14)	障害物の除去費		世帯			世帯			世帯		
(15)	輸送費										
(16)	貸金職員等雇上費										
2 実費弁償費			人			人			人		
3 扶助金			件			件			件		
4 損失補償			件			件			件		
5 法第19条の補償											
II 救助事務に要した経費											
1 都道府県事務費											
2 市町村事務費											
3 法第20条第1項の求償に係る事務費											
(合計)											

(記入要領)

- 「国庫負担基本額」の「合計」欄の金額は、「国庫負担金所要額調書」の「救助費総額」の金額と一致するものであること。
- 「都道府県支弁額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、災害ごとの別紙3「災害救助費算出内訳」の「都道府県支弁額合計」及び「算定基準による算定額」の金額をそれぞれ合算した額を計上するものであること。
- 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に都道府県支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には都道府県支弁額を、また、都道府県支弁額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に都道府県支弁額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。



別紙2-2 (救助実施市様式)

救助費追加額調  
(災害名)

〇〇市

種目別区分			今回国庫基本額			既概算交付時国庫基本額			差引額		
			員数	単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額
I 救助業務に要した経費				円	円		円	円		円	円
1 救助費											
(1)	避難所設置費	避難所	延人			延人			延人		
		福祉避難所	延人			延人			延人		
		ホテル・旅館など	延人			延人			延人		
	計		延人			延人			延人		
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸			戸			戸		
		借上型仮設住宅	戸			戸			戸		
		計		戸			戸			戸	
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延人			延人			延人			
(4)	飲料水の供給費										
(5)	被災者等に対する生活必需品の給付費	全壊(焼)流出	世帯			世帯			世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			世帯			世帯		
		計		世帯			世帯			世帯	
(6)	医療及び助産費	医療	延人			延人			延人		
		助産	延人			延人			延人		
		計		延人			延人			延人	
(7)	被災者の救出費	人			人			人			
(8)	被災した住宅の応急修理費	世帯			世帯			世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費	世帯			世帯			世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	教科書	人		人			人		
			文房具等	人		人			人		
		中学校生徒	教科書	人		人			人		
			文房具等	人		人			人		
		計		人			人			人	
(11)	埋葬費	大	人			人			人		
		小	人			人			人		
		計		人			人			人	
(12)	死体の捜索費	体			体			体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			体			体		
		一時保存	体			体			体		
		検案	体			体			体		
		計		体			体			体	
(14)	障害物の除去費	世帯			世帯			世帯			
(15)	輸送費										
(16)	賃金職員等雇上費										
2 実費弁償費			人			人			人		
3 扶助金			件			件			件		
4 損失補償			件			件			件		
5 法第19条の補償											
II 救助事務に要した経費											
1 救助実施市事務費											
2 法第20条第1項の求償に係る事務費											
(合計)											

(記入要領)

- 「国庫負担基本額」の「合計」欄の金額は、「国庫負担金所要額調書」の「救助費総額」の金額と一致するものであること。
- 「救助実施市支弁償額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、災害ごとの別紙3「災害救助費算出内訳」の「救助実施市支弁償合計」及び「算定基準による算定額」の金額をそれぞれ合算した額を計上するものであること。
- 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に救助実施市支弁償額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には救助実施市支弁償額を、また、救助実施市支弁償額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に救助実施市支弁償額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。



別紙3-2(救助実施市様式)

災害救助費追加内訳(災害別)  
(○災害)

種目別区分	救助実施市直接支出分			法第20条第1項の求償分						求償合計			今回国庫基本額			既概算交付時国庫基本額			差引額			
	員数	単価	金額	都道府県名			救助実施市名			員数	平均単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額	
				員数	単価	金額	員数	単価	金額													
I 救助業務に要した経費																						
1 救助費																						
(1) 避難所設置費																						
避難所	延人																					
福祉避難所	延人																					
ホテル・旅館など	延人																					
計	延人																					
(2) 応急仮設住宅																						
建設型仮設住宅	戸																					
倍上型仮設住宅	戸																					
計	戸																					
(3) 炊出しその他による食品の給与費	延人																					
(4) 飲料水の供給費																						
(5) 避難所等の衛生管理費																						
金糞(焼)流出	世帯																					
半糞(焼)・床上浸水	世帯																					
計	世帯																					
(6) 医療及び助産費																						
医療	延人																					
助産	延人																					
計	延人																					
(7) 被災者の救出費	人																					
(8) 被災した住宅の応急修理費	世帯																					
(9) 生業に必要な資金の貸与費	世帯																					
(10) 学用品の給与費																						
小学校教科書	人																					
児童文房具等	人																					
中学校教科書	人																					
生徒文房具等	人																					
高等学校教科書	人																					
生徒文房具等	人																					
計	人																					
(11) 埋葬費																						
大	人																					
小	人																					
計	人																					
(12) 死体の捜索費	体																					
(13) 死体の処理費																						
洗浄、縫合、消毒等	体																					
一時保存	体																					
検案	体																					
計	体																					
(14) 障害物の除去費	世帯																					
(15) 輸送費																						
(16) 賃金職員等雇上費																						
2 実費弁償	人																					
3 扶助金	件																					
4 損失補償	件																					
5 法第19条の補償																						
II 救助事務に要した経費																						
1 救助実施市事務費																						
2 法第20条第1項の求償に係る事務費																						
(合計)																						

(記入要領)  
 1 本表は「災害」ごとに作成すること。  
 2 「救助実施市直接支出分」欄は、救助実施市が直接支払った額(法第26条第3号による備蓄物資の放出額を含む。)を記入すること。  
 3 「炊出しその他による食品の給与費」の「員数」欄は、延給食数を3で除して得た数(延給食人数分)を記入すること。  
 4 「医療及び助産」欄は、日赤救護班分を除いた救護班にかかる額を記入すること。(日赤救護班分については「法第19条の補償費」として別途計上する。)  
 5 「算定基準による算定額」欄は、救助の種目別区分ごとに基準額と「救助実施市支弁額合計」とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式 4

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○殿

○○知事〔市長〕○○○○

元号○○年度災害救助費国庫負担金の事業実績報告について  
(○○災害分)

年 月 日第 号により交付決定を受けた標記に係る事業  
実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫負担金精算書 (別紙 1)
- 2 救助費総額内訳 (別紙 2)
- 3 災害救助費内訳 (災害別) (別紙 3)

(添付書類)

- 1 歳入歳出決算書抄本 (繰替支弁した市町村分を含む。)
- 2 法第 26 条第 3 号の規定により事前に購入した給与品を使用した場合は、その評価調書
- 3 被害状況調 (様式は、精算交付申請書の別紙 4 に準ずること。)

別紙1

国庫負担金精算書

〇〇県(市)

救助業務 に要した 費用 ①	救助事務 に要した 費用 (救助事務費) ②	救 助 費 額 総 額 ( 国 庫 負 担 基 本 額 ) ①+② A	元号〇〇年度 普通税収入見込額		救助費総額の区分			国庫負担所要額				国庫負担金 交付決定額 L	国庫負担金 受入済額 M	差 過 足 (M-K) N
			総額 B	B× 2 100 C	B× 4 100 D	C以下 の部分 E	Cをこえ D以下の 部分 F	Dをこえ る部分 G	E× 50 100 H	F× 80 100 I	G× 90 100 J			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(内訳)※ 〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—			
〇〇災害			—	—	—	—	—	—	—	—	—			

※対象災害が複数ある場合はその内訳を記載すること。

別紙2-1 (都道府県様式)

救助費総額内訳  
(災害名)

〇〇県

種目別区分		都道府県支弁額 (A)			算定基準による算定額 (B)			国庫負担基本額 (A+Bのいずれか少ない方の額)
		員数	単価	金額	員数	単価	金額	
I 救助業務に要した経費								円
1 救助費								円
(1)	避難所設置費	避難所	延人		延人			
		福祉避難所	延人		延人			
		ホテル・旅館など	延人		延人			
		計	延人		延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		戸			
		借上型仮設住宅	戸		戸			
		計	戸		戸			
(3)	炊出しその他による食品の給与費	延人		延人				
(4)	飲料水の供給費							
(5)	被服寝具その他生活必需品給付費	全壊(焼)流出	世帯		世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯		世帯			
		計	世帯		世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人		延人			
		助産	延人		延人			
		計	延人		延人			
(7)	被災者の救出費	人		人				
(8)	被災した住宅の応急修理費	世帯		世帯				
(9)	生業に必要な資金の貸与費	世帯		世帯				
(10)	学用品の給与費	小学校児童	人		人			
		教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
		中学校生徒	人		人			
		教科書	人		人			
文房具等	人		人					
計	人		人					
(11)	埋葬費	大	体		体			
		小	体		体			
		計	体		体			
(12)	死体の捜索費	体		体				
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		体			
		一時保存	体		体			
		検案	体		体			
		計	体		体			
(14)	障害物の除去費	世帯		世帯				
(15)	輸送費							
(16)	賃金職員等雇上費							
2	実弁償	人		人				
3	扶助金	件		件				
4	損失補償	件		件				
5	法第19条の補償							
II 救助事務に要した経費								
1 都道府県事務費								
2 市町村事務費								
3 法第20条第1項の求償に係る事務費								
(合計)								

(記入要領)

- 1 「国庫負担基本額」の「合計」欄の金額は、「国庫負担金所要額調書」の「救助費総額」の金額と一致するものであること。
- 2 「都道府県・救助実施市支弁額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、災害ごとの別紙3「災害救助費算出内訳」の「都道府県・救助実施市支弁額合計」及び「算定基準による算定額」の金額をそれぞれ合算した額を計上するものであること。
- 3 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に都道府県・救助実施市支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には都道府県・救助実施市支弁額を、また、都道府県支弁額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に都道府県・救助実施市支弁額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。

別紙 2-2 (救助実施市様式)

救 助 費 総 額 内 訳  
(災害名)

〇〇市

種 目 別 区 分	救助実施市支弁額 (A)			算定基準による算定額 (B)			国庫負担基本額 (AかBのいずれか少ない方の額)
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費		円	円		円	円	円
1 救 助 費							
(1) 避難所設置費	避難所	延人		延人			
	福祉避難所 ホテル・旅館など	延人		延人			
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		戸			
	借上型仮設住宅	戸		戸			
(3)	計	延人		延人			
(4)	飲食料水	延人		延人			
(5) 被服寝具その他生活必需品給与費	全壊(焼)流出	世帯		世帯			
	半壊(焼)・床上浸水	世帯		世帯			
(6) 医療及び助産費	計	世帯		世帯			
	医療	延人		延人			
(7)	助産	延人		延人			
	計	延人		延人			
(8)	被災者の救出費	人		人			
(9)	被災した住宅の応急修理費	世帯		世帯			
(10)	生業に必要な資金の貸与費	世帯		世帯			
(10) 学用品の給与費	小学校児童	人		人			
	教科書	人		人			
	文房具等	人		人			
	中学校生徒	人		人			
	教科書	人		人			
(11) 埋葬費	文房具等	人		人			
	計	人		人			
(12)	大	体		体			
	小	体		体			
(13) 死体の処理費	計	体		体			
	死体の処理費	体		体			
	洗浄、縫合、消毒等	体		体			
(14)	一時保存	体		体			
	検案	体		体			
(15)	計	体		体			
(16)	障害物の除去費	世帯		世帯			
(17)	輸送費						
(18)	賃金職員等雇上費						
2 実 費 弁 償	人			人			
3 扶 助 金	件			件			
4 損 失 補 償	件			件			
5 法 第 1 9 条 の 補 償							
II 救 助 事 務 に 要 し た 経 費							
1 救 助 実 施 市 事 務 費							
2 法 第 2 0 条 第 1 項 の 求 償 に 係 る 事 務 費							
(合 計)							

(記入要領)

- 1 「国庫負担基本額」の「合計」欄の金額は、「国庫負担金所要額調書」の「救助費総額」の金額と一致するものであること。
- 2 「救助実施市支弁額」欄及び「算定基準による算定額」欄の金額は、災害ごとの別紙3「災害救助費算出内訳」の「救助実施市支弁額合計」及び「算定基準による算定額」の金額をそれぞれ合算した額を計上するものであること。
- 3 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別に救助実施市支弁額が救助の程度、方法、期間の基準(特別基準が設定された場合を含む。)を下廻る場合には救助実施市支弁額を、また、救助実施市支弁額が基準を上廻る場合には、基準額を計上するものであるから、常に救助実施市支弁額と同額か又はこれを下廻る額となるものであること。





別紙3-2 (救助実施市様式)

災害救助費内訳(災害別)  
(災害名)

〇〇市

種目別区分	救助実施市直接支出分			法第20条第1項の求償分						求償合計			救助実施市支弁額合計			算定基準による算定額		
	員数	平均単価	金額	都道府県名			救助実施市名			員数	平均単価	金額	員数	単価	金額	員数	単価	金額
				員数	単価	金額	員数	単価	金額									
I 救助業務に要した費用	円			円						円			円			円		
1 救助費	円			円						円			円			円		
(1) 避難所設置費	避難所	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
	福祉避難所	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
	ホテル・旅館など	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
	計	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	戸		戸			戸			戸			戸			戸		
	借上型仮設住宅	戸		戸			戸			戸			戸			戸		
	計	戸		戸			戸			戸			戸			戸		
(3) 炊出しその他による食品の給与費	延入			延入			延入			延入			延入			延入		
(4) 飲料水の供給費																		
(5) 被火(焼)流出	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
	半壊(焼)・床上浸水	世帯		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
	計	世帯		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(6) 医療及び助産費	医療	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
	助産	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
	計	延入		延入			延入			延入			延入			延入		
(7) 被災者の救出費	人			人			人			人			人			人		
(8) 被災した住宅の応急修理費	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(9) 生業に必要な資金の貸与費	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(10) 学用品の給与費	小学校児童	教科書	人	人			人			人			人			人		
		文房具等	人	人			人			人			人			人		
	中学校生徒	教科書	人	人			人			人			人			人		
		文房具等	人	人			人			人			人			人		
	高等学校生徒	教科書	人	人			人			人			人			人		
		文房具等	人	人			人			人			人			人		
	計	人		人			人			人			人			人		
(11) 埋葬費	大	人	体	体			体			体			体			体		
	小	人	体	体			体			体			体			体		
	計	人	体	体			体			体			体			体		
(12) 死体の捜索費	体			体			体			体			体			体		
(13) 死体の処理費	洗浄、缝合、消毒等	体		体			体			体			体			体		
	一時保存	体		体			体			体			体			体		
	検案	体		体			体			体			体			体		
	計	体		体			体			体			体			体		
(14) 障害物の除去費	世帯			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
(15) 輸送費																		
(16) 賃金職員等雇上費																		
2 実費弁償	人			人			人			人			人			人		
3 扶助金	件			件			件			件			件			件		
4 損失補償	件			件			件			件			件			件		
5 法第19条の補償																		
II 救助事務に要した経費																		
1 救助実施市事務費																		
2 法第20条第1項の求償に係る事務費																		
(合計)																		

(記入要領)  
 1 本表は「災害」ごとに作成すること。  
 2 「救助実施市直接支出分」欄は、救助実施市が直接支払った額(法第26条第3号による借替物資の放出額を含む。)を記入すること。  
 3 「炊出しその他による食品の給与費」の「員数」欄は、延給食数を3で除して得た数(延給食人数分)を記入すること。  
 4 「医療及び助産」欄は、日赤救護班にかかる額を記入すること。(日赤救護班分については「法第19条の補償費」として別途計上する。)  
 5 「算定基準による算定額」欄は、救助の種目別区分ごとに基準額と「救助実施市支弁額合計」とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式 5

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 宛

〇〇知事〔市長〕〇〇〇〇

元号 年度災害救助費国庫負担金  
年度終了実績報告書

表記について、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第 14 条後段の規定により、関係書類を添え別紙のとおり報告する。

別紙

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業費支払実績(見込)額	事業進捗率	補助金受入額	事業費	補助金額	着手年月	完了予定年月	
	円	円	円	円	%	円	円	円			

様式 6

災害救助費補助金調書

元号〇〇年度 内閣府所管

〇〇県・市

			都道府県・救助実施市										備考
歳出 予算 科目	交付 決定 の 額	負 担 率	歳入			歳出							
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 負 担 相 当 額	支 出 済 額	う ち 国 庫 負 担 相 当 額	翌 年 度 繰 越 額	う ち 国 庫 負 担 相 当 額	
(項)			円	円	円	円	%	円	円	円			
(目)													

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書中の負担金の額を記載すること。
- 2 「都道府県・救助実施市」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。